

エクエーター原則の概要

適用対象	- 地 域：全世界 - 業 種：全業種 - 事業形態：新規プロジェクト、ならびに、環境・社会に対して影響をもたらす可能性のある、既存プロジェクトの拡張・アップグレード、または過去に EP が適用された未完工のプロジェクト - 業 務：①プロジェクトファイナンスアドバイザーサービス（FA 業務）、②プロジェクトファイナンス(PF) (バーゼルⅡによる定義)による融資、③プロジェクト紐付きコーポレートローン(PRCL)、④ブリッジローン(BL)、⑤プロジェクト紐付きリファイナンス・プロジェクト紐付き買収ファイナンス - 適用基準：①FA 業務 - プロジェクト総額 10 百万米ドル相当以上のプロジェクト ②PF - 同上 ③PRCL - プロジェクトの総借入額および個別採択金融機関の融資額が 50 百万米ドル相当以上 ④BL - リファイナンス後の PF/PRCL の適用基準に準じる ⑤リファイナンス・買収ファイナンス - リファイナンス・買収前の PF/PRCL の適用基準に準じる						
融資前	環境・社会影響度により、プロジェクトのリスクを 3 つのカテゴリーに分類し、カテゴリーに応じた対応をお客さまに要求 <table><tr><th>カテゴリー</th><th>プロジェクトの影響</th><th>お客さまに求める事項（例）</th></tr><tr><td>A</td><td>環境・社会に対して重大な負の潜在的リスク、または、影響を及ぼす可能性があり、そのリスクと影響が多様、回復不能、または前例がないプロジェクト。</td><td> a. 環境・社会アセスメントの実施(*) b. 人権リスクアセスメント c. 気候変動リスクアセスメント(物理的リスク) d. 気候変動リスクアセスメント(移行リスク) (温室効果ガス排出量が CO₂ 換算で年間 10 万トン超の場合) e. 代替案分析の実施（温室効果ガス排出量が CO₂ 換算で年間 10 万トン超の場合） f. アクションプランの作成(*) g. 環境・社会マネジメントシステムの構築 h. 影響を受ける地域社会に対するステークホルダー・エンゲージメントの実施 i. 苦情処理メカニズムの構築 j. 環境・社会影響評価書のオンライン上での開示 k. 温室効果ガス排出量の開示（CO₂ 換算で年間 10 万トン超の場合） l. 生物多様性情報の共有(必要と認められる場合) m. 上記 a.～i.の独立した環境・社会コンサルタントによるレビュー </td></tr></table>	カテゴリー	プロジェクトの影響	お客さまに求める事項（例）	A	環境・社会に対して重大な負の潜在的リスク、または、影響を及ぼす可能性があり、そのリスクと影響が多様、回復不能、または前例がないプロジェクト。	a. 環境・社会アセスメントの実施(*) b. 人権リスクアセスメント c. 気候変動リスクアセスメント(物理的リスク) d. 気候変動リスクアセスメント(移行リスク) (温室効果ガス排出量が CO₂ 換算で年間 10 万トン超の場合) e. 代替案分析の実施（温室効果ガス排出量が CO₂ 換算で年間 10 万トン超の場合） f. アクションプランの作成(*) g. 環境・社会マネジメントシステムの構築 h. 影響を受ける地域社会に対するステークホルダー・エンゲージメントの実施 i. 苦情処理メカニズムの構築 j. 環境・社会影響評価書のオンライン上での開示 k. 温室効果ガス排出量の開示（CO₂ 換算で年間 10 万トン超の場合） l. 生物多様性情報の共有(必要と認められる場合) m. 上記 a.～i.の独立した環境・社会コンサルタントによるレビュー
カテゴリー	プロジェクトの影響	お客さまに求める事項（例）					
A	環境・社会に対して重大な負の潜在的リスク、または、影響を及ぼす可能性があり、そのリスクと影響が多様、回復不能、または前例がないプロジェクト。	a. 環境・社会アセスメントの実施(*) b. 人権リスクアセスメント c. 気候変動リスクアセスメント(物理的リスク) d. 気候変動リスクアセスメント(移行リスク) (温室効果ガス排出量が CO₂ 換算で年間 10 万トン超の場合) e. 代替案分析の実施（温室効果ガス排出量が CO₂ 換算で年間 10 万トン超の場合） f. アクションプランの作成(*) g. 環境・社会マネジメントシステムの構築 h. 影響を受ける地域社会に対するステークホルダー・エンゲージメントの実施 i. 苦情処理メカニズムの構築 j. 環境・社会影響評価書のオンライン上での開示 k. 温室効果ガス排出量の開示（CO₂ 換算で年間 10 万トン超の場合） l. 生物多様性情報の共有(必要と認められる場合) m. 上記 a.～i.の独立した環境・社会コンサルタントによるレビュー					

	B	環境・社会に対して限定的な潜在的リスク、または、影響を及ぼす可能性があり、そのリスクと影響の発生件数が少なく、概してその立地に限定され、多くの場合は回復可能であり、かつ、緩和策によって容易に対処可能なプロジェクト。	a. 環境・社会アセスメントの実施(*) b. 気候変動リスクアセスメント(移行リスク) (温室効果ガス排出量が CO ₂ 換算で年間 10 万トン超の場合) c. 代替案分析の実施 (温室効果ガス排出量が CO ₂ 換算で年間 10 万トン超の場合) d. アクションプランの作成(*) e. 環境・社会マネジメントシステムの構築 f. 影響を受ける地域社会に対するステークホルダー・エンゲージメントの実施 (以下は必要と認められる場合) g. 人権リスクアセスメント h. 気候変動リスクアセスメント(物理的リスク) i. 苦情処理メカニズムの構築 j. 環境・社会影響評価書のオンライン上での開示 k. 温室効果ガス排出量の開示 (CO ₂ 換算で年間 10 万トン超の場合) l. 生物多様性情報の共有 m. 上記 a.～i.の独立した環境・社会コンサルタントによるレビュー
	C	環境・社会に対しての負のリスク、または、影響が最小限、または全くないプロジェクト。	a. 気候変動リスクアセスメント(移行リスク) (温室効果ガス排出量が CO ₂ 換算で年間 10 万トン超の場合) b. 代替案分析の実施 (温室効果ガス排出量が CO ₂ 換算で年間 10 万トン超の場合)
*環境・社会アセスメント文書の主な記載事項： - エクエーター原則の別紙Ⅱに記載の 1)～25) の 25 項目に関する潜在的な影響とリスク - プロジェクトが実施される国の環境・社会関連法規制、許認可などの遵守状況 - IFC パフォーマンススタンダード及び世界銀行グループ EHS (環境・衛生・安全) ガイドラインの遵守状況 - 人権に対する潜在的な負の影響と気候変動リスクに関する評価 *アクションプランの主な記載事項： エクエーター原則が定める基準を満たすための負荷軽減策または軽減措置、及びモニタリングを実施するための行動計画とその優先順位			
融資契約	全ての案件について、誓約条項として以下を盛り込む。 (1) 所在国の環境・社会関連法規制、許認可を全ての重要項目において遵守する。 カテゴリー A 及び B のプロジェクトについては、誓約条項として以下も盛り込む。 (2) プロジェクトの建設と操業期間を通じて、お客さまは全ての重要事項に関し、環境・社会マネジメントプラン (ESMP) と、(作成される場合は) エクエーター原則アクションプランを遵守する。 (3) お客さまは、社内スタッフまたは第三者の専門家によって作成される定期報告書を、エクエーター原則採択金融機関と合意した様式で提出する (報告頻度は、影響の大きさに見合ったもの、または法律の定めに従うものとするが、少なくとも年一回以上とする)。その定期報告書は、(i) ESMP と (作成される場合は) エクエーター原則アクションプランの遵守状況、(ii) その地域、州、国の環境・社会に関する法、規制、許認可の遵守状況について記載する。 (4) お客さまは、廃棄計画が作成された場合、必要に応じて合意した廃棄計画に従って、施設を廃棄する。		

融資後	(1) エクエーター原則採択金融機関は、必要に応じ、お客さまに対し独立した環境・社会コンサルタントの起用を依頼し、追加的なモニタリング等を行う。 (2) お客さまが環境・社会配慮に関する誓約条項を遵守していない状況では、エクエーター原則採択金融機関は、お客さまの誓約条項遵守の努力を促す。 (3) お客さまが誓約条項遵守を回復できない場合、エクエーター原則採択金融機関は、適切と判断する改善策(期限の利益の喪失通知を含む)を実行する権利を保持する。
情報開示	(1) お客さまは、プロジェクトのカテゴリーに応じて環境・社会影響評価書（オンライン上）、温室効果ガス排出量を開示する。 (2) エクエーター原則協会は、PF、PRCL、リファイナンスおよび買収ファイナンスについて、プロジェクト名・フィナンシャル・クローズした年・所在国・セクター（鉱業、インフラ、石油・ガス、電力、その他）を、お客さまが同意された場合、ウェブサイトを開示する。 (3) エクエーター原則採択金融機関は、少なくとも年に1回、エクエーター原則の実施プロセスや実績について、エクエーター原則付属書 B に記載されている情報開示要件に従って公表する。